

M&P Legal Note EX note 2024-13

【AI 関連】 AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）のポイント解説① AI 利用者向け

2024 年 6 月 1 日
松田綜合法律事務所
弁護士 森田 岳人

※この記事は松田綜合法律事務所の note に掲載したものです。

<https://note.com/mandp/n/nfdfcef363858>

AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）の取りまとめ

経産省と総務省は、生成 AI の普及や急激な技術の変化等に対応するために 2023 年から有識者等と議論を重ね、2024 年 4 月 19 日に「[AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）](#)」を取りまとめて公表しました。

「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」を取りまとめました

2024年4月19日

▶ 経済産業

経済産業省と総務省は、生成AIの普及を始めとする近年の技術の急激な変化等に対応すべく、有識者等と議論を重ね、関連する既存のガイドライン^{〔注〕}を統合・アップデートし、「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」を取りまとめました。

〔注〕 AI開発ガイドライン（平成29年、総務省）、AI利活用ガイドライン（令和元年、総務省）、AI原則実践のためのガバナンスガイドラインVer1.1（令和4年、経済産業省）

概要

AI戦略会議（座長：松尾豊 東京大学大学院工学研究科教授）で取りまとめられた「AIに関する暫定的な論点整理」（令和5年5月26日（金曜日））において、近年の生成AIの普及を踏まえ、既存のガイドラインに関して必要な改訂などを検討する必要性が示されました。それを受けて経済産業省及び総務省では、既存のガイドラインを統合・アップデートし、広範なAI事業者向けの統一かつ分かりやすいガイドラインの検討を進めてきました。

両省において、それぞれ「AI事業者ガイドライン検討会」（座長：渡部俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授）と「AIネットワーク社会推進会議」（議長：須藤修 中央大学国際情報学部教授）を開催し、両会議での検討を踏まえて「AI事業者ガイドライン案」を取りまとめ、令和6年1月20日（土曜日）から同年2月19日（月曜日）までの間、意見募集を行いました。

その後、意見募集の窓口で寄せられたご意見と、令和6年3月14日（木曜日）に合同で開催した「AI事業者ガイドライン検討会」と「AIネットワーク社会推進会議」における議論を踏まえた第1.0版（案）を、本日AI戦略会議にて報告し、「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」を取りまとめました。今後は必要な更新を継続して行っていきます。

関連資料

- ▶ 「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」（PDF形式：1.885KB）^{〔A〕}
- ▶ 「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」別添（PDF形式：4.360KB）^{〔A〕}
- ▶ 「AI事業者ガイドライン案」に対するご意見及びその考え方（PDF形式：1.305KB）^{〔A〕}

関連リンク

- ▶ 「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」に関する資料掲載ページ
- ▶ 「AI事業者ガイドライン案」に関する意見募集（令和6年1月19日（金曜日））
- ▶ 「AI戦略会議」^{〔B〕}
- ▶ 「AI事業者ガイドライン検討会」
- ▶ 「G7デジタル・技術大臣会合の開催結果」（令和5年12月1日（金曜日））^{〔B〕}

担当

商務情報政策局 情報経済課長 須賀
担当：船越、飯野、酒匂、近藤
電話：03-3501-1511（内線 3961）
メール：bz-johokeizai-grmt@meti.go.jp
※【★】を【@】に置き換えてください。

総務省 情報流通行政局参事官 山野
担当：小倉、末吉、手塚
電話：03-5253-5481
メール：AI-Network-Society@soummu.go.jp
※【★】を【@】に置き換えてください。

 ダウンロード（Adobeサイトへ）^{〔B〕}



引用：経済産業省ホームページ

AI事業者ガイドラインは、過去に策定された複数のガイドラインを統合し、最新の状況にアップデートされたものであって、今後、AIを開発したり、利活用していく企業にとっては最も参考にすべきガイドラインになります。

本シリーズの趣旨

AI事業者ガイドラインは比較的わかりやすくまとめられているのですが、本編36頁、別添157頁、その他チェックリスト、ワークシートなどの参考資料やツールもあり、全体としてはかなりのボリュームになります。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 印刷 アクセシビリティ 関係機関リンク

ニュースリリース 会見・講話 審議会・研究会 統計 政策について 経済産業省について

ホーム ▶ 審議会・研究会 ▶ ものづくり情報/流通・サービス ▶ AI事業者ガイドライン検討会 ▶ AI事業者ガイドライン (第1.0版) 印刷

AI事業者ガイドライン (第1.0版)

「AI事業者ガイドライン検討会」にて「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」をとりまとめました。

資料

- 「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」本編 (PDF形式: 1,885KB) [📄](#)
- 「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」本編 (概要) (PDF形式: 1,116KB) [📄](#)
- 「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」別添 (PDF形式: 4,360KB) [📄](#)
- 「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」別添 (概要) (PDF形式: 1,501KB) [📄](#)
- 「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」チェックリスト及び具体的なアプローチ検討のためのワークシート (別添7A, 7B, 7C) (PDF形式: 866KB) [📄](#)
- 「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」具体的なアプローチ検討のためのワークシート (別添7C) (Excel形式: 111KB) [📄](#)
- 「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」主体構造的な仮想事例 (別添8) (PDF形式: 869KB) [📄](#)
- 「AI事業者ガイドライン (第1.0版)」海外ガイドライン等の参照先 (別添9) (PDF形式: 532KB) [📄](#)

参考

- AI Guidelines for Business Ver1.0 (tentative translation) (PDF形式: 754KB) [📄](#)
- Outline of "AI Guidelines for Business Ver1.0" (tentative translation) (PDF形式: 877KB) [📄](#)
- AI Guidelines for Business Appendix Ver1.0 (tentative translation) (PDF形式: 2,863KB) [📄](#)
- Outline of "AI Guidelines for Business Appendix Ver1.0" (tentative translation) (PDF形式: 1,136KB) [📄](#)
- 「AI事業者ガイドライン案」に対するご意見及びその考え方 (PDF形式: 1,305KB) [📄](#)

引用：経済産業省ホームページ

したがって、これらを一から最後まで全て読んでいくことはなかなか難しいかと思えます。

そこで、AI事業者ガイドラインやその付属資料について、実務上ポイントとなる点をわかりやすく解説してみようというのが、本シリーズの趣旨となります。

まず第1回は、これからAIを利用していきたいと考えている企業（AI利用者）の皆様が、どこからどのように始めたらいいのかを、AI事業者ガイドラインに沿ってお伝えします。

AI 開発者・AI 提供者・AI 利用者の区別

初めに用語だけ整理しておきます。

AI事業者ガイドラインではAIに関わる事業者を、AI開発者、AI提供者、AI利用者の3つに分けて、それぞれが参考とすべき指針を示しています。

これらのイメージや説明は以下のとおりです。

・AI 開発者 (AI Developer)

AIシステムを開発する事業者 (AIを研究開発する事業者を含む) AIモデル・アルゴリズムの開発、データ収集 (購入を含む)、前処理、AIモデル学習及び検証を通してAIモデル、AIモデルのシステム基盤、入出力機能等を含むAIシステムを構築する役割を担う。

・ AI 提供者 (AI Provider)

AI システムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービスとして AI 利用者 (AI Business User)、場合によっては業務外利用者に提供する事業者 AI システム検証、AI システムの他システムとの連携の実装、AI システム・サービスの提供、正常稼働のための AI システムにおける AI 利用者 (AI Business User) 側の運用サポート又は AI サービスの運用自体を担う。AI サービスの提供に伴い、様々なステークホルダーとのコミュニケーションが求められることもある。

・ AI 利用者 (AI Business User)

事業活動において、AI システム又は AI サービスを利用する事業者 AI 提供者が意図している適正な利用を行い、環境変化等の情報を AI 提供者と共有し正常稼働を継続すること又は必要に応じて提供された AI システムを運用する役割を担う。また、AI の活用において業務外利用者に何らかの影響が考えられる場合は、当該者に対する AI による意図しない不利益の回避、AI による便益最大化の実現に努める役割を担う。

引用：AI 事業者ガイドライン 本編 5 頁

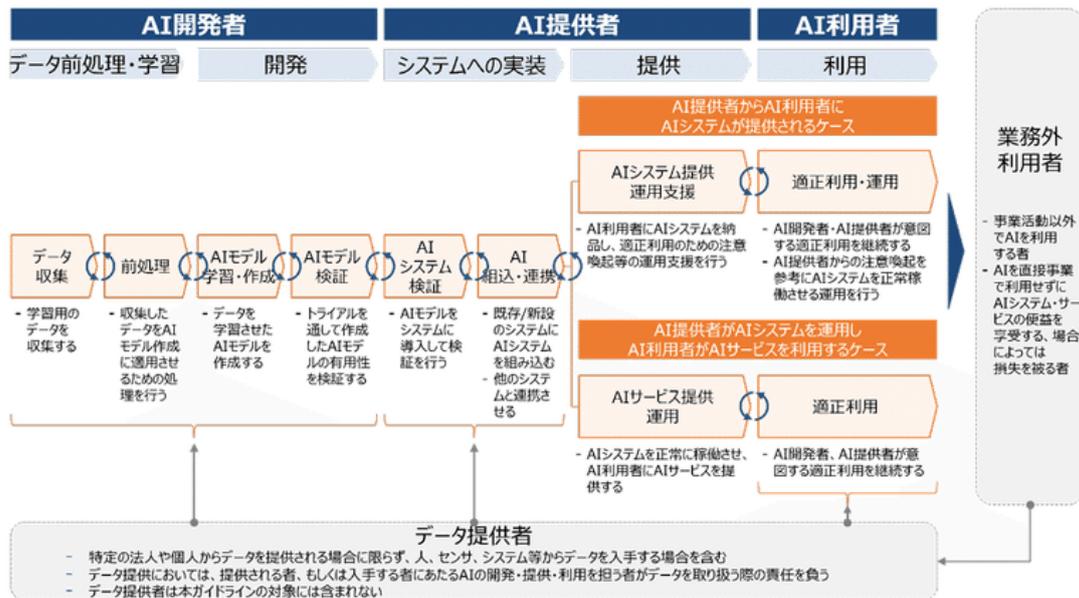


図 3. 一般的な AI 活用の流れにおける主体の対応

引用：AI 事業者ガイドライン 本編 5 頁

AI を利用するときの進め方 (全体像)

これから AI を利用していきたいと考えている企業 (AI 利用者) は、以下の順番で進めていけるのが良いかと思います。

なお、AI 事業者ガイドラインに記載されていることを全て行うことがベストプラクティス

ですが、これから AI を利用しようとする企業（特に中小企業）の皆様にはやや高いハードルとなってしまいますので、以下では最低限のフローにとどめています。

1. プロジェクトに関わる部署や責任者を決める。経営層もコミットする。
2. 関係部署の責任者が中心となって、以下を読み、AI 利用者として留意すべき事項を学ぶ。
 - [AI 事業者ガイドライン本編](#)（特に「第 2 部 AI により目指すべき社会及び各主体が取り組む事項」と「第 5 部 AI 利用者に関する事項」）
 - [AI 事業者ガイドライン別添](#)（特に「別添 5. AI 利用者向け」）
3. 関係部署の責任者が中心となって、以下のワークシートを検討して書き込む。
 - [AI 事業者ガイドライン「別添 7 C. 具体的なアプローチ検討のためのワークシート（共通の指針）」](#)
 - [AI 事業者ガイドライン「別添 7 C. 具体的なアプローチ検討のためのワークシート（「AI 利用者」関連※記載例あり）」](#)
4. 上記 3 のワークシートで明確になったタスクを、関係部署の責任者が中心となって実行し、AI の利用の準備を整える。
5. AI の利用を開始する。
6. AI を利用しながら、モニタリングを行い、評価及び継続的改善を行う。

今回はここまでです。

次回は上記のフローをもう少し細かく見ていきたいと思えます。

[弁護士 森田岳人](#)（松田綜合法律事務所 パートナー）

2004 年 10 月東京弁護士会登録。松田綜合法律事務所入所。2016 年 4 月より同事務所パートナー。2021 年 1 月より名古屋大学未来社会創造機構 客員准教授。東京弁護士会 AI 研究部所属。

最近は、個人情報・プライバシー関連法務、AI・データ関連法務、自動運転・モビリティサービス関連法務に、IT 関連法務に注力。

「個人情報保護委員会の動向」(共同執筆/ジュリスト 2023年10月号(No.1589)|有斐閣)、「与信 AI に法規制はなされるか —差別・公平性の観点から—」(共同執筆/「金融法務事情」2022年6月10日号)、「AI プロファイリングの法律問題——AI時代の個人情報・プライバシー」(共著/商事法務)ほか。

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

info@jmatsuda-law.com

弁護士 森田岳人

松田綜合法律事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル10階

電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行為されないようご留意下さい。